

平成十九年三月分佐賀県公報目録

第一二八七三号から
第一二八八五号まで

平成十九年三月分佐賀県公報目録

第一二二八七三号から
一二二八八五号まで

主務課名 番号 件 名 発行日 発行番号

条 例

統括本部 一 佐賀県職員の留学費用の償還に関する条

県費負担教職員定数条例の一部を改正する条

職員 二 佐賀県職員定数条例の一部を改正する条

及び佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例

三 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部

当支給条例の一部を改正する条

四 佐賀県事務処理の特例に関する条例及び

佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条

用度管財 五 佐賀県手数料条例の一部を改正する条

例

六 佐賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条

佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有

財務 公安委員会 七 佐賀県留置施設視察委員会条例

財産の譲与等の特例に関する条

八 佐賀県警察の組織に関する条例及び佐賀

県行政手続条例の一部を改正する条

九 拡声機による暴騒音の規制に関する条例

の一部を改正する条

一〇 佐賀県立学校授業料等徴収条例の一部を

改正する条

一一 学校教育法等の一部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整理に関する条

教育委員会 一二 佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校

県費負担教職員定数条例の一部を改正する条

七 号 外

環 境

一五 佐賀県観光施設条例の一部を改正する条

例

健 康

一六 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有

財産の譲与等の特例に関する条

障 害 福 祉

一七 佐賀県立総合福祉センター設置条例の一

部を改正する条

健 康 增 進

一八 佐賀県感染症の診査に関する協議会条例

の一部を改正する条

農林水産商工本部

一九 佐賀県立有田窯業大학교条例の一部を改

正する条

まちづくり推進

二〇 佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する

条

農 地 整 備

二一 佐賀県屋外広告物条例の一部を改

正する条

建 筑 住 宅

二二 建築基準法施行条例の一部を改正する条

例

母子保健福祉	二三	佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則
障害福祉	二四	佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
	"	二五 佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則
	二六	佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則
農林水産商工本部	二七	佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
建築住宅	二八	佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員	二九	公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
市町村	三〇	災害救助法施行細則の一部を改正する規則
消防防災	三一	佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則
県土づくり本部	三二	佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則
	三三	佐賀県ダム事務所管理規則の一部を改正する規則
建築住宅	三四	建築基準法施行細則の一部を改正する規則
港湾	三五 則	佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改

号外三

佐賀県公報

訓令甲 告示

部を改正する規則

九 佐賀県立図書館施設使用規則の一部を改正する規則

一 佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正

二 教育庁専決規程の一部改正

選挙管理委員会事項

一六 選挙管理委員会の招集

一七 選挙運動及び政治活動取扱規程の一部改正

一八 佐賀県議会議員又は佐賀県知事選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部改正

一九 佐賀県知事選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間

二〇 佐賀県知事選挙の執行期日

二一 佐賀県知事選挙の選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任

二二 佐賀県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

二三 佐賀県知事選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所

佐賀県知事選挙において候補者から届出

一九 一二八八〇
二三 一二八八一
二四 一二八八一

号外

告示

佐賀県知事選挙
選挙長告示

選挙長告示

一 のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う

二 佐賀県知事選挙において選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体の属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時

三 佐賀県知事選挙の選挙会の場所及び日時
二五 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二六 佐賀県議会議員選挙において選挙長が事務を行う場所

二七 佐賀県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供す

二 佐賀県議会議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供す

号外二

三〇六外六号

松浦郡、多久市
各選挙区選挙長告示

から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡各選挙区において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において候補者から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時

佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市、佐賀郡郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時

佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神埼市・神埼郡、二養基郡各選挙区において

規 公
則 告

人事委員会事項

- 平成十九年度警察官A採用試験の実施
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

四 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

五 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

六 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

七 佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

八 調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年四月六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 每週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷